

知的財産国際貿易訴訟法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五三九年知的財産・国際貿易裁判所設置及び知的財産・国際貿易訴訟法令

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五三九年知的財産・国際貿易裁判所設置及び知的財産・国際貿易訴訟法令」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は西暦一九九六年一月二五日〕

第三条（語義）

本法令において、

「知的財産・国際貿易裁判所（サーン・サブシンターンパンヤー・レ・ガンカーラワーンプラテート）」とは、中央知的財産・国際貿易裁判所と地方知的財産・国際貿易裁判所を意味する。

「知的財産・国際貿易訴訟（カディー・サブシンターンパンヤー・レ・ガンカーラワーンプラテート）」とは、知的財産・国際貿易裁判所の審判権限下にある民事訴訟及び刑事訴訟を意味する。

第四条（主務大臣）

法務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のため省令を制定する権限を与える。

省令は官報で公示されたときに施行することができる。

第一章 知的財産・国際貿易裁判所

第五条（中央知的財産・国際貿易裁判所）

中央知的財産・国際貿易裁判所を設置し、いつ業務開始するかは官報公示による。

中央知的財産・国際貿易裁判所はバンコク都、サムットプラカーン県、サムットサーコン県、ナコンパトム県、ノンタブリ県とパトムタニ県を管轄区域とするが、中央知的財産・国際貿易裁判所の管轄区域外で生じた知的財産・国際貿易訴訟も中央知的財産・国際貿易裁判所に訴えることができる。ここに訴えのあった事件の審判をするかどうかは中央知的財産・国際貿易裁判所の判断による。

第六条（地方知的財産・国際貿易裁判所）

地方知的財産・国際貿易裁判所の設置は勅令による。勅令でその管轄区域と設置場所を定める。

第七条（審判権限）

知的財産・国際貿易裁判所は以下について審判権限を有する。

- （一）商標、著作権、特許に係る刑事訴訟。
 - （二）刑法典の第二七一条から第二七五条までに基づく違法行為に係る刑事訴訟。〔注／商品詐称、商標上の偽計〕
 - （三）商標、著作権、特許に係る民事訴訟、及び技術移転契約または権利使用許可契約に基づく紛争訴訟。
 - （四）刑法典の第二七一条から第二七五条までに基づく違法行為に関連した民事訴訟。
 - （五）商品または通貨の国際売買・交換、国際運送、保険、及び関連するその他の法律行為に係る民事訴訟。
 - （六）（五）に基づく事業に関連して発行されたレター・オブ・クレジット（信用状）、国際送金、トラストリーシートに加え、当該事業に係る保険に係る民事訴訟。
 - （七）船舶留置に係る民事訴訟。
 - （八）外国からの不当廉売、商品またはサービス提供への助成に係る民事訴訟。
 - （九）IC設計、科学的発見、商業上の名称、商品の起源を示す地理的名称、企業秘密、植物種保全の係争に係る民事訴訟または刑事訴訟。
 - （一〇）法律が知的財産・国際貿易裁判所の管轄権限と定めた民事訴訟または刑事訴訟。
 - （一一）（三）から（一〇）までに基づく係争の中止のための仲裁に係る民事訴訟。
- 青少年・家庭裁判所の管轄権下にある訴訟は知的財産・国際貿易裁判所の管轄権下にはない。

第八条（業務開始後の管轄権）

知的財産・国際貿易裁判所が業務を開始した後、他の第一審裁判所が知的財産・国際貿易裁判所の管轄権下にある訴訟を受理してはならない。

第九条（管轄権の確定）

いずれかの訴訟で知的財産・国際貿易裁判所の管轄権下にあるかどうか問題がある場合、その問題が知的財産・国際貿易裁判所、または他の司法裁判所で生じたかどうかを問わず、その裁判所は一時的に審判を中断し、最高裁判所長官に提出する。最高裁判所長官の決定により管轄権の問題は確定する。

第一〇条（移送）

地方知的財産・国際貿易裁判所で審理中の訴訟で、すべての側の当事者がその裁判所に請求することで合意すれば、中央知的財産・国際貿易裁判所に審判を移送することができる。ただし中央知的財産・国際貿易裁判所の事前の同意なしに、その請求を許可することを禁じる。

第一一条（司法裁判所法の準用）

知的財産・国際貿易裁判所を司法裁判所法に基づく第一審裁判所とし、司法裁判所法を知的財産・国際貿易裁判所にも準用する。

第二章 知的財産・国際貿易裁判所の判事

第一二条（判事）

すべての知的財産・国際貿易裁判所は法務大臣が定めた数の判事と補充判事を有する。

第一三条（判事長）

中央知的財産・国際貿易裁判所と地方知的財産・国際貿易裁判所は、裁判所につき1人の中央知的財産・国際貿易裁判所判事長と地方知的財産・国際貿易裁判所判事長を有し、法務大臣が定めた数の中央知的財産・国際貿易裁判所副判事長と地方知的財産・国際貿易裁判所副判事長を有する。

第一四条（国王任命）

知的財産・国際貿易裁判所の判事は、知的財産または国際貿易に係る知識と理解を有する司法公務員規則法に基づく司法公務員から国王が任命する。

第一五条（補充判事の資格・禁止態様）

知的財産・国際貿易裁判所の補充判事は、省令で定めた原則と方法に従い、司法公務員規則法に基づく司法人事委員会が知的財産または国際貿易の有識者から選出した者を国王が任命し、以下の（一）から（四）までの資格を有し、かつ（五）から（九）までの禁止態様がない者でなければならない。

（一）タイ国籍者である。

（二）満30歳以上である。

（三）省令で定めた原則と方法に従い、知的財産・国際貿易裁判所の指針、及び司法の義務について研修を受けた。

（四）知的財産または国際貿易の知識、経験を有する。

（五）非行者、良俗に反する者である。

（六）多重債務者である。

（七）確定判決で禁固刑となったことがある。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

（八）無能力者もしくは準無能力者である。または精神薄弱者、もしくは省令に掲げた疾病で補充判事としてふさわしくない心身の状態にある。

（九）政治公務員、政党役員または政党職員、国会議員、バンコク都の行政者もしくは都議会議員、地方行政機構の行政者もしくは地方行政機構議員、検察公務員、警察公務員、または弁護士である。

補充判事の任期は1期5年とし、退任した者を国王が任命することで、再任されることができる。

就任前に、補充判事は中央知的財産・国際貿易裁判所判事長の面前で、公正な任務遂行と公務上の秘密を守ることを宣言する。

第一六条（補充判事の退任）

補充判事は以下の時に退任する。

（一）任期に従い退任した。

（二）死亡した。

（三）辞任した。

（四）第一五条に基づく資格を失った、または禁止態様にある。

（五）相当の事由なく、連続して3回、定められた任務遂行を怠った。

（六）補充判事としてふさわしくない状態にある。

（二）または（三）に基づく退任は奏上し、（四）（五）または（六）に基づく退任は司法公務員規則法に基づく司法人事委員会の承認を受けなければならない、退任を奏上する。

第一七条（補欠）

第一六条（一）に基づく任期による退任以外の事由で補充判事の空席が生じた場合、司法人事委員会が選出した者を国王が任命する。ただし残有の補充判事の残り任期が180日未満であれば、代替りの者を任命しなくてもよい。代わりに任命された補充判事の任期は前任者の残り任期と同じとする。

第一八条（任務の継続）

新たな補充判事の任命がまだなされていない場合、または任命されたがまだ任務に就けない場合、任期により退任する補充判事は任務を継続し、自己が担当してきた審判で、その訴訟が終結するまで任務を継続する権限があるが、任期による退任日から60日以内でなければならない。

第一九条（定足数）

第二〇条と第二一条の規定下に、知的財産・国際貿易裁判所は2人以上の判事と1人の補充判事がいなければならない、それをもって訴訟の審判が成立する。その裁判所の判決または命令は多数決によって定めなければならない。

第二〇条（訴訟進行・命令権限）

知的財産・国際貿易裁判所の判事は訴訟審判のほか訴訟進行または命令権限を有する。

第二一条（証拠調べ代行）

知的財産・国際貿易裁判所が相当と判断した時、他の裁判所または裁判所職員が代わって、いずれかの部分の証拠調べをすることができる。当該証拠調べは裁判所の内外でこれをなすことができる。

第一段に基づく証拠調べが刑事訴訟における原告側の証拠調べである場合、被告に知らせずにこれをなすことはできず、被告に証人またはその他の証拠に反論する機会を与えなければならない。ただし刑事訴訟法典の第一七二条の二に基づき被告に知らせず証拠調べができる場合はその限りではない。

第二二条（補充判事の担当制、報酬）

中央知的財産・国際貿易裁判所判事長、または地方知的財産・国際貿易裁判所判事長、もしくは当該地位を代行する者は、任務を果たさなければならない補充判事の当番を定める。

ある訴訟を担当した補充判事はその訴訟が終結するまで担当しなければならない。ただし疾病その他の必要な事由があつて任務を果たせない場合はその限りではない。この場合、第一段に基づく権限を有する者が別の補充判事を代わりに担当させる。

補充判事は勅令で定めたところに基づく業務手当、交通費、宿泊費、及びその他報酬を受け取る。

第二三条（補充判事の忌避）

民事訴訟法典に基づく裁判官の忌避の規定を補充判事の忌避にも準用する。

第二四条（司法職員）

補充判事は刑法典に基づく司法職員とする。

第二五条（規律）

司法公務員規則法に基づく司法公務員に対する規律及び規律維持の規定を補充判事にも準用する。

第三章 知的財産・国際貿易訴訟の方法

第二六条（訴訟手続の準拠）

知的財産・国際貿易裁判所の訴訟手続は本法令の規定及び第三〇条に基づく規則に従う。当該規定及び規則がない場合は民事訴訟法典、刑事訴訟法典、または地方裁判所設置法令と地方裁判所の刑事訴訟審理方法の規定を準用する。

第二七条（連続審理）

知的財産・国際貿易裁判所は審理を終えるまで連続して審理する。ただし延期が必要な事由のあるときはその限りではない。審理を終えた時、知的財産・国際貿易裁判所は速やかに判決または命令を下す。

第二八条（事前の証拠調べ）

いずれかの者が自己の主張しようとしている証拠が、知的財産または国際貿易訴訟があつた時に滅失する、もしくは提出が難しくなると案じる、またはいずれか一方の訴訟当事者が自己の主張する証拠が証拠調べの前に滅失する、もしくは事後に証拠として提出するのが難しくなると案じるのであれば、その者、またはその当事者は知的財産・国際貿易裁判所に、知的財産・国際貿易裁判所が直ちに証拠調べを命じるよう、申し立て、もしくは請求により要請することができる。

裁判所がそうした要請を受けた時、裁判所は呼出状をもって要請人、もう一方の当事者、または関係する外部者を出頭させ、尋問後に相当の判断に基づき

命令を下す。裁判所が要請に従って許可を命じたときは法律の規定に沿って証拠調べをなし、関係する報告及びその他書類は裁判所が保管する。

第二十九条（押収・差し押さえ）

緊急事由がある場合、第二十八条に基づく要請がある時、要請人は知的財産・国際貿易裁判所が遅滞なく要請に基づき命令する、または令状を発行するために請求し、必要であれば裁判所に、裁判所が相当と判断した何らかの要件下で証拠とする書類または物品を押収もしくは差し押さえるよう求めることができる。

民事訴訟法典の第二六一条から第二六三条まで、及び第二六七条から第二六九条までを第一段に基づく場合に準用する。

第三〇条（審理規則）

便利で迅速、公正な審理手続のために、中央知的財産・国際貿易裁判所の判事長は、最高裁判所長官の認可により、知的財産・国際貿易裁判所で適用する審理手続及び証人尋問に係る規則を制定する権限を有する。ただし当該規則は原告の刑事訴訟で争う権利について法律で規定されたところより縮小させない。

その規則は官報公示をもって実施することができる。

第三十一条（専門家の見解）

知的財産・国際貿易裁判所は、審判を構成するために有識者または専門家に見解を求めることができるが、全当事者に知らせなければならず、当事者が反対意見もしくは追加意見のために自己の側の有識者または専門家の召喚を求める権利を損なわない。

第三十二条（出頭手当）

知的財産・国際貿易裁判所が意見を求める有識者または専門家は、法務省が定めた規定に従い出頭手当、交通費、宿泊費を受け取る権利を有する。

第三十三条（代理人の任用）

民事訴訟において当事者は、知的財産・国際貿易裁判所の管轄区域内に住所を有する者を、自己に代わり当事者の陳述書または書類を受け取る者に任用することができる。このときその訴訟を審理する裁判所に請求し、裁判所が許可した時、当事者の供述書または書類をその任用された者に送付することができる。

当事者が訴訟審理する知的財産・国際貿易裁判所の管轄区域内に住所または勤務地を有していないのであれば、その裁判所は代わりに供述書または書類を受け取るために、裁判所が定めた期間内に供述書または書類を送付するに当たって便利のように、その裁判所の区域内に住所を有する者を任用することができる。

第一段に基づく裁判所の命令に当事者が従わないのであれば、その供述書または書類の送付は訴訟審理裁判所における掲示方法によってこれをなし、当事

者にその供述書または書類を受け取りに来るよう通知する。その送付方法は揭示開始日から15日が経過した時に効力を有する。

任用された者への供述書または書類の送付は、当事者への供述書または書類の送付、もしくは民事訴訟法典で規定された代替りの別の方法によってこれをなす。本条の内容に基づき任用された者への供述書または書類の送付は、送付日から7日、または代替りの方法による送付があった日から15日が経過した時に効力を有する。

第三四条（期日通知）

民事訴訟において、知的財産・国際貿易裁判所が公判期日をいずれかの側の当事者に通知し、その当事者が期日に出頭しないとき、裁判所から次の公判期日の知らせを受けることはその当事者の義務とする。知らせを受けないとしても、その当事者は期日を知ったものとみなす。

第三五条（審判権限拡大）

知的財産・国際貿易裁判所の権限下にある法律の複数の規定、及び特定の規定に対する違反行為と同一行為における刑事告訴において、知的財産・国際貿易裁判所は他の規定への違反の疑いについても審判を引き受ける。

第三六条（刑事訴訟の審判権限）

関連する犯罪における異なる行為の犯罪である行為に対する刑事告訴において、一部の行為が知的財産・国際貿易裁判所の権限下にないとしても、知的財産・国際貿易裁判所はすべての行為に対する審判を引き受けることも、知的財産・国際貿易裁判所の権限下でない、ある行為または複数の行為については審判を引き受けないこともでき、原告は権限ある裁判所に訴訟を分離することができる。ここに利便性と公正に資することを考慮する。

第三七条（期間変更）

本法令で定められたところに基づく、または知的財産・国際貿易裁判所が定めたところに基づく期間は、知的財産・国際貿易裁判所が相当と判断した時、または当事者が請求した時、裁判所は必要性和公正に資するために短縮もしくは延長することができる。

第四章 上訴

第三八条（上訴期限）

本法令、民事訴訟法典または刑事訴訟法典の規定下に、知的財産・国際貿易裁判所の判決もしくは命令は、その判決もしくは命令が言い渡された日から1か月以内に最高裁判所に上訴することができる。

第三九条（上訴の制限）

法律に基づく最高罰が禁固刑で3年以内、もしくは罰金刑で6万パーツ以下、またはその併科である刑事訴訟においては、知的財産・国際貿易裁判所の判決

について、その事実点を最高裁判所に上訴することを禁じる。ただし以下の場合であれば、被告は事実点について上訴することができる。

- (一) 被告に対する禁固刑または禁固刑に代わる拘禁刑の判決。
- (二) 被告に対する執行猶予付きの禁固刑判決。
- (三) 裁判所が被告に対し罪を認めたが、刑罰を定めなかった場合。
- (四) 被告に対する5000パーツ超の罰金刑判決。

第四〇条（上訴禁止の例外）

第三九条に基づく上訴禁止の場合において、審理に加わり、判決文に署名した裁判官が上訴には相当の事由があると意見表明した場合、または検察官が上訴の原告の訴訟で、検察総長もしくは検察総長が委任した検察官が上訴に相当の事由があると保証すれば、上訴を受理し、審理する。

第四一条（20万パーツ以下の訴訟）

控訴審において争う財産価額または資産額が20万パーツ以下の、または事実点において勅令に定められた金額以下の民事訴訟において、知的財産・国際貿易裁判所の判決への上訴を禁じる。ただしその訴訟で審理を担当した裁判官が、上訴には相当の事由があると異なる見解を表明、または保証した場合はその限りではない。またはそのような異なる意見、もしくは保証がなくても中央知的財産・国際貿易裁判所の判事長、または地方知的財産・国際貿易裁判所の判事長から文面で上訴の許可を得た場合はその限りではない。

第四二条（上訴許可要請）

知的財産・国際貿易裁判所における審理担当裁判官に上訴が相当との判断を下し保証してもらい、または中央知的財産・国際貿易裁判所判事長、地方知的財産・国際貿易裁判所判事長に上訴を許可してもらいにあたって、不服申立人は知的財産・国際貿易裁判所への上訴状とともに、いずれかの審理担当裁判官もしくはその裁判所の判事長に要請する。裁判所がその要請を受理した時、裁判所は裁判官または当該裁判所の判事長に訴訟書類とともに要請書を送付する。

第四三条（最高裁知的財産・国際貿易事件部）

最高裁判所長官は、上訴された知的財産・国際貿易事件を審判するために、最高裁判所内に知的財産・国際貿易事件部を設置し、知的財産・国際貿易事件部は速やかに判決があるようにする。

第四四条（上訴棄却）

知的財産・国際貿易裁判所が上訴を受理し、最高裁判所に送った事件で、最高裁判所がその上訴が法律で禁止されていると判断すれば、上訴を棄却する。ただし最高裁判所が公正のため是正が必要と判断すれば、当該上訴禁止の訴訟の審判を引き受けることができる。

第四五条（準用）

本法令及び民事訴訟法典、または刑事訴訟法典の控訴審、最高裁判所における審理、判決、決定の規定を最高裁判所での知的財産・国際貿易訴訟の審理、判決、決定にも適用する。

経過規定

第四六条（移送）

第五条に基づき設置された知的財産・国際貿易裁判所の業務開始日に、第一審裁判所で審理中の知的財産・国際貿易裁判所の審判権限下にある訴訟は、その第一審裁判所が終わりまで審判し、その訴訟は本法令に基づく知的財産・国際貿易訴訟ではないものとみなす。ただし中央知的財産・国際貿易裁判所が業務開始した日から180日以内に全ての側の当事者が訴訟を審判権限のある知的財産・国際貿易裁判所に移すことに合意し、請求すれば、その知的財産・国際貿易裁判所がその訴訟を続ける。

第四七条（県裁判所）

いずれかの区域で地方知的財産・国際貿易裁判所がまだ業務開始していない間、中央知的財産・国際貿易裁判所がその区域を管轄区域とする。民事訴訟において原告は、被告が住所を有する区域にある県裁判所に、または訴因が生じた区域にある県裁判所に訴状を提出することができる。刑事訴訟において原告は、犯罪が発生した、もしくは発生したと主張する、または信じられる区域、または被告が住所を有する、もしくは逮捕された区域、または捜査官が被告を取り調べた区域の県裁判所に訴状を提出することができる。県裁判所は中央知的財産・国際貿易裁判所にこれを通知し、中央知的財産・国際貿易裁判所がその訴訟を受理した時は、その区域の県裁判所において訴因を調べ、審理、判決する、または中央知的財産・国際貿易裁判所が相当と判断したところに従い、中央知的財産・国際貿易裁判所で訴因を調べ、審理、判決することもできる。

中央知的財産・国際貿易裁判所は原告が訴状を提出した区域の県裁判所、または他の県裁判所に必要性に応じて争点の判定ではない審理手続をとらせることができる。この場合、県裁判所は第三章の知的財産・国際貿易訴訟の審理方法をその裁判所での審理手続に準用する。

原告が訴状を提出した、または第二段に基づくその他の裁判所は、被疑者または被告の逮捕状を発行する、もしくは一時釈放する権限を有する。

（おわり）